地は じ 方 公 議

(2) (1) 生 員 紳 公議

二 地方行政と士變

徽州府絲絹分擔紛爭

三 崇禎十五年無錫士變 反地方官士變

じ め に

は

縣)に委ね、地方官吏の俸給等一縣の必要量を十分に縣に留め、殘餘があれば中央へ送るべきだ、とされる。 が、大まかに言って次の二點からなりたつ。一つは、地方行政にかかわる權限を大幅に中央から地方に委譲させたうえ、さら に地方官を當地方の出身者から選拔すべきである、とする點である。今一つは、 清初の大學者である顧炎武は、地方自治論者、地方分權論者としても知られる。彼の地方自治論は、きわめて多岐にわたる(こ) としている點である。彼によれば、中央の國家豫算は定額であるべきではない。一縣で徵收された稅糧は、すべて縣令(知 地方財政、 なかでも縣財政を重視すべきであ

中國はしばしば地方自治の國と稱されるように、顧炎武が生きた時代に至るまでも、そこでは村落の自治等は大幅に認めら 明末反地方官士變

進

夫

馬

五九五

すべての事が廢れている原因は、まさしく國家が微塵も餘すところなく州縣から財を取 り あげ、 これを 中央へ送るからであ ためにすることこそ、天子のためにする所以」であった。「財が中央へ集中することを、國家の不祥という」といい、「今日、(6) る」とも言っている。(8) の補助手段として認められるのが常であった。ところが、顧炎武にあっては、中央よりも地方の都合が優先される。 「私」を重視する。縣令(知縣)が一縣を私し、保全し自愛することこそ、天子のためにもなる、と彼は考えた。「その私の「私」を重視する。縣令(知縣)が一縣を私し、保全し自愛することこそ、天子のためにもなる、 しかし、そのような自治は、國家の存立を危くしない限りにおいて認められるものであり、また、中央による地方統治

そして、地方としての自己主張は、すでに明末において、實際に運動としてはじまっていたのである。 明らかに、皇帝による一元的支配と相對峙するものであり、明末における中央と地方の乖離現象の一表現にほかならなかった。 顧炎武の時代に至るまで、このようにあからさまになされる、地方としての自己主張が、かつてあったのだろうか。それは、

る様のみが强調される。 る」もの、と表現している點であろう。この批判的表現そのもののなかに、士變の本質がかくされているのではないだろうか。 れわれが注意してよいのは、たとえば當時の一知識人が、こうした生員の活動を非難するのに、 ば糾彈された。 ったろうか。近年の一部の郷紳論でも、 「把持官府」の延長であったから、當然、官府や、こうした生員の活動に反感をおぼえる知識人から糾弾された。しかし、わ 明末において、生員(學生)が地方行政に介入するのは、きわめて一般的なことであり、それは「把持官府」としてしばし 士變に關する、ことに我々が問題とする反地方官士變についてのまとまった研究は、これまでのところ全くない。本稿は、 しばしば地方官を排撃する事件にまで發展し、その大規模なものは、時に民變と對比して、「士變」と呼ばれた。士變は あい矛盾するかのような顧炎武の地方自治論と士變とは、その根底において、あくまであい反し、あい容れぬものであ 「生員論」を著し、 そこに缺けているのは、 **糾彈する側の急先鋒に立ったのが、顧炎武その人であった。** 顧炎武の「生員論」と同じく、生員が横暴な鄕紳や胥吏と結托し、私的利益を追求す 地方社會での生員の役割についてであり、 新しい「生員論」である。 生員による地方行政への介入 「衆、政を爲し、下、柄を操

地方人による地方行政への參加、介入がどのようにしてなされつつあったのか、という問題について、一つは、 と士變との考察は、 の場をもとにして考察し、 顧炎武の地方自治論と關連するだけではなく、黄宗羲の學校論とも大きく關連してゆく。 一つは、土變そのものをもとにして考察しようとするものである。 地方公議 地方公議 (地方會議 地

# 、地方公議

## (1) 鄉 紳 公 議

ることであったし、また、そのような郷紳自身、 吏との結託など、 郷紳は、 き替え)、包攬(稅糧の一括徴收と納入)、胥吏との結託などにより、私的利益を追求する姿が畫かれる。 をあくまで追求するものとして述べられる。そこでは、鄕紳が國家から與えられた特權を利用して、詭寄 うなものが正當なものとして主張され、 もととしては、新しい社會思想、 近來の明末郷紳論では、 國家によって終始否定されつづけただけではなく、地方社會でもついに是認されることはなかった。詭寄、 あらゆる手段を用いて私腹を肥やしてゆく鄕紳を否定する議論は、明末において、きわめて一般的に見られ 鄕紳による地方行政への食い込みは、主に、いわゆる「鄕紳の横」として、つまり彼らが私的利益 政治思想を構築しえなかったのである。鄕紳による地方行政への食い込みのなかで、 また地方においても是認されるものであったのか、まず見極めねばならない。 自己の行為をあくまで正當なものとなしえず、彼らはついに しかし、そのような (田土の不當名義書 「鄕紳の横」を どのよ 胥

明末反地方官士變

を述べたものである。

編審とは、

次のような手紙を送っている。それは、

崇禎年閒のこと、蘇州府常熟縣の鄕紳錢謙益は、

それによって徭役負擔が決まるものであったから、鄕紳たちにとって重大關心事であった。

常熟知縣の責務である編審、つまり誰をどれだけ役に當てるかについて、自らの意見

常熟知縣の楊鼎熙(在任崇禎元年~九年=一六二八~一六三五)に對して、

彼はそこで、 客田 (名義上のみの所有田土) の弊害を述べたあとで、次のような解決法を提案している。

この問題をいかにすべきか、あなたのために考えますに、これをあなたが獨裁なさるよりは、これを公議する方がよろし 緊聽の一堂において處理に忙殺されるよりは、この問題を公開して、<br />
一縣全體で相談なさる方がよろしい。

避けようとすることなど、絶對にないと考えます。 今、一縣全體の優免數目のうち、本縣の鄕紳、擧人、貢生等がどれだけであるか、客戶がどれだけであるか、別戶がどれ 正するためでありますし、一つには知縣であるあなたのために怨みを分擔してさしあげるためであります。縉紳がこれを かを各々公同の下に注を加えて決定させてはどうでしょうか。それは、一つには一縣全體のために不公正な徭役負擔を是 だけであるかを、新たに造られた帳簿により、まず全縣の縉紳に送って公議させ、どれを優免しどれを優免すべきでない

さらに次のように續けて述べる。 このような方策をとることによって、徭役が必要量に足りなくなった場合はどうすればよいか、との問いを想定して、彼は 分の家族のため、少しでも所見があれば、必ずや誠心誠意お答えし、決して嘘をついたり隱しだてしたりいたしません。 次に、常熟縣學の學長に送って、生員を集めて公議させてはいかがでしょうか。生員は公的には鄕里のため、私的には自

徭役は一縣の公事である。知縣一人の問題ではないのだ。 知縣は縉紳と公議すべきであり、縉紳は知縣と憂いを分つべき

よりも縣の都合を重視していた――と共通する思考を讀みとるのは、きわめて容易であろう。錢謙益にあっては、徭役の絶對 錢謙益による徭役割りつけに關する議論のなかに、すでに述べた顧炎武による稅糧徴收に關する議論― -それは中央の都合

必要量から發想されない。

である

紳および生員による「公議」が、そして、一堂における處理に對する形で一縣全體での相談が、それぞれ對置されている。 彼にあっては、 「知縣一人の問題」に對する形で「一縣の公事」が對置される。また、 知縣による「獨裁」に對する形で縉

れば、 れわれはひとまず、彼が提唱する縉紳公議(鄕紳公議)と生員公議とを合せて、 知縣はたとえ中央から赴任してきた人物であったとしても、 與えられていないかのごとくである。 もはやかかる地方公議の場で討議された事項を實施にうつ 地方公議と呼ぶことにしよう。

あい るのである。 ころでは、 郷紳の自發性を促すのである。 るのは當然だとする。 は知縣一人の問題ではなく、 ては國家、 つまり詭寄に反對し、 ってくる。 ことを彼は提唱し、 と大きな矛盾を生み出すであろうことを十分に承知していた。 それは、 「郷紳の横」による食い込みを主張したのでは決してなかった。 つまり、 相互にチェックしあい、 その構想が從來の地方行政、つまり知縣が公(=中央) 郷紳による地方行政へのこの上ない食い込みの主張であった。 彼の地方行政の論理は、 いよいよ鄕紳、 彼は、 一縣の問題が、 この案の實現のために提唱者になろうと言い、擧人、生員の賢者は、 あくまで -が必要とする量に滿たなくなるであろうことを十分に承知していたのである。であればこそ、 知縣が徹底して詭寄をとり調べれば、 「小民が力役するのに比べてみれば、 生員の地方行政への參加が必要となり、 知縣一人の問題ではなく、「一縣の公事」とされ、 鄕紳自分自身の問題であると彼は强調する。 「鄕紳の横」を否定していた。 監視しあう場であり、 より具體的には、 中央集權のための地方支配の論理とは、 郷紳が享受している「現在の優免額から幾分かをさし出して」、役に當てる 個 々の郷紳、 少しばかり餘分に損をすること」は鄕紳の當然の責務である、と 徭役負擔が公平となり、 彼が提唱する地方公議とは、 一縣の公議によって徭役を割りつけたら、 の立場を體現して一人おこなう政治とは大きく異なり、 むしろ彼は、「多くの田をみだりに郷紳名義にする」こと、 それが成功するかどうかは、 生員の私的利害を調整する場であった。 彼は、 しかし、 その組みたて方において全く異質なものであった。 地方公議によって地方行政がなされはじめたと 自分の問題であればこそ、 錢謙益は、すくなくとも公式には、 小民の苦しみも少しはなくなる、 鄉神、 必ずこれに贊同するであろう、と言 彼らの意志と實行のみにかか 生員がそれぞれの要求を出 それが知縣 自分自身で解決す 一縣の問題 いわゆ S, それ

方公議の重視という錢謙益の提唱は、 實は當時それが存在しており、 實際に一定の機能をはたしていたことを背景として

## (2) 生 員 公 議

錢謙益が生員公議の場を認めたのは、生員もが優免對象者であったからでもあるが、また、地方人による地方行政という發 ところで、士變との關連で注意すべきは、 鄕紳だけではなく生員ももっていたからであり、さらに、生員が地方の一集團として無視しえない活動をしていたから 錢謙益が鄕紳公議の場とは別に、生員公議の場をも認めている點であろう。

州縣を憂えるとは、何と迂遠ではないか」とか、「一鄕一州縣の事件は、賢明な地方擔當官が處理されること。私や君が心 たとえば、 太倉州の生員の活動がそれである。崇禎年閒に、太倉州の生員であった陸世儀は、 友人から、 「天下を憂えずに

從い、 のは、 情況を述べたうえ、 れを無視しえないからであった。 めた、 βŹ を碎かねばならぬ問題ではない」と言われたことがある。これに對して彼は、安閑として天下の事を談じてはいられぬ地方の と主張している。 生員たちが陸世儀のように深く地方行政に關心を持ち、 つまり彼らの意見と合致した知州を挽留すべく、積極的に運動しているのである。 誅殺も上からの命令に從い、三年で交代してゆく」様を述べ、かかる情況であればこそ、地方は自分達で守らねばなら 知縣、 實際、 知州本人が國家から何の權限も與えられず、 太倉州の生員たちは、鄕里を救うために同善會活動に積極的に參加し、 しかも彼らのみで一つの集團を形成しており、 「徴税も上からの命令に從い、 **錢謙益が生員公議の場をも想定した** また彼らが良官として認 政令も上からの命令に 郷紳としてもそ

呼應して趙家の屋敷を打ち毁し、ために屋敷は瞬時の閒に平地となってしまった、といわれるのである。(②) 得のゆく、 ところが、この會議では、 横」)に報復しようとして、丹陽縣學の生員が大學して常熟縣に乘り込んできたため、 ことはすでに述べた。 郷紳のために有效に機能しない時、 郷紳たちから一集團として恐れられた。祝家と趙家の紛爭を解決するため、 有效な紛爭解決案を提示しなかった。ここに至って、円陽縣學生員は暴動をおこし、 それは、 趙士錦を恐れた諸鄕紳は一語も發することなく、またその言動を注目された錢謙益もが、 故円陽縣學教諭の祝化雍をはずかしめ、彼の上地を奪い自殺させた趙士錦 それは生員たちによって乗りこえられることがあった。 瞿式耜の斡旋で開かれたものであった。 常熟縣で縣單位の鄕紳會議が開かれた これに常熟縣の士人や民衆が 郷紳會議が、 (まさしく「鄕紳の 生員に納

郷紳によってだけではなく、 地方官によっても公認されることがあった。

も破産寸前であった彼は、 者があい繼いだ。 南京の人々が没落してゆくのを見るにしのびようか」といい、積極的に運動した。彼に相談をうけた同類の者は、多(ミ゚) 南京の生員の公議がそれである。嘉靖年閒には、 この情況を見て改革運動にとりくんだのは、 「"下と爲りては民の爲にす" (書經) とは、 趙善繼なる府學生員であった。 南京市民に課される徭役はきわめて重くなり、 士の分 (任務)である。 市民が困窮するさまを見、 わたしははなはだしく役に疲 倒産し自殺する 自ら

明

えた。 この問題を訴えた。これに對して呂光洵は、「公議は學校より出たものである。文言に整えて、お上に願い出るように」と教 孔子廟に參謁したあと民閒の困苦を生員に問うたのに對して、趙善繼はやはりこの問題を述べたといわれる。 く彼につき從ったという。嘉靖三十九年(一五六〇)、呂光洵が應天府知府として赴任すると、生員たちは大勢で彼に面會し、 この改革運動をひき継いだのも、やはり張崇嗣なる生員であった。 趙善繼らは文書を印刷し、各方面に投書し、かくて改革は次第に實施を見てゆく。さらに代巡の宋某が赴任し、學校の 趙善繼の死後、

の立場を體現する地方官によって、たとえば「把持官府」と表現されるに至るのではないであろうか。 と考えた。ここに、意識的には民そのものではないにもかかわらず、多數の力を背景として持ち、鄕紳に比べれば民により近 てなく、生員もが學校をその場として持っていた。生員による地方行政への參劃を、趙善繼は、 相對峙することになるであろう。 公認されていたらしいことを、見うるであろう。地方行政に政策を反映しうる公議の場を持っていたのは、 われわれはここに、生員が有力な一集團として、 しかし、生員の活動は、地方官が公認する範圍でとどまりうるであろうか。それは、公認の範圍を逸脫し、國家、 當然の責務と考えたし、地方官もある程度までそれを公認していた。 しかもある種の公議に支えられ、時には鄕紳公議をも乘りこえる、生員の活動が生れる。生員は、 あるいは公論に支えられた時、きわめて强烈な地方(たとえば一縣)としての主張となり、地方官(たとえば知縣)と 地方行政に積極的に參劃してゆく様と、生員公議なるものまで、 「士の分」として當然のこと 自らの活動を正當なも それが、 郷紳だけでは決し 何らかの地方 およびそ 地方官に

いよいよわれわれは、その實例を擧げねばならない。

方と、 事件を紹介し、 以下、 中央の立場を體現する地方官との争いであった。 地方(縣) 一つは萬曆二十年(一五九二)の嘉興士變等を紹介しよう。前者は、 の自己主張のうち、生員が大きく關係した事例として、一つは萬曆五年(一五七七)に徽州府下で起きた 地方社會相互の争いであり、 後者は、

地

## (1) 徽州府絲絹分擔紛爭

寧、 わゆる新安商人の故郷) 徽州府における絲絹分擔問題が表面化したのは萬曆初年のことである。それは徽州府に割りつけられた人丁絲絹八千七百餘 婺源、 銀に換算して六千餘兩を、慣例どおりに徽州府下の一縣である歙縣からのみ徴收すべきか、それとも府下の他の五縣 祁門、 黟、 績溪)にも均等に割りつけるべきか、との問題であった。この問題を提起したのは、 にふさわしい人物、 帥嘉謨であった。 いかにも徽州

ない。 萬曆四年(一五七六)になると、「乞均絲絹疏」なる上奏文をもって、北京へ赴いたのである。絲絹を歙縣のみで負擔するの(8) が當っていたからである。すでに歙縣の民である王相、程鵬らによって巡撫、 がいかに不當であるか、彼は次のように述べている。第一に、『大明會典』に歙縣だけに分擔するよう命じた記載が一切見え れに驚き、急いで文章を作って縣中に知らせた。萬曆三年(一五七五)には、この問題を巡撫と巡按のところへ訴え、さらに の戸口と税糧をことごとく閲覽したところ、 本來府下の六縣で分擔すべきものが、歙縣だけの負擔となったのは、 一分野で誰にも負けぬ第一人者となることを志し、算術の專門家をめざした。彼はそこで全國の册籍を取りよせ、 徽州府の絲絹負擔が歙縣にとっていかに不當であるか發見したのである。 事務を擔當する書役に代々歙縣以外の五縣の人民 巡按に訴えがおこされたが、そのたびに五縣の 彼はこ そ

明

**歸鄕時の帥嘉謨は、さながら凱旋將軍であった。色とりどりの幟がたてられ、樂奏つきで彼は出迎えられた。彼自らも、鄕里** 絲絹銀六千六百兩のうち、半分の三千三百兩を歙縣から徴收し、 に貢獻するところがあった、と考えた。 は困窮し、本來納むべき錢糧さえも納入できないのに、五縣の分擔分の肩代りまでできない。以上である。彼の上奏は成功し、 に割りつけられている。 「頑民」によって改革が阻止された。第二に、 一縣のみに課される場合には、 北直隸の順天府等八府に課される人丁絲絹については、すべて各州各縣に均等 『大明會典』に必ず具體的縣名が記されている。 第三に、今日の歙民 **殘りの三千三百雨を五縣から徴收すべし、との決定を見た。** 

持って彼を强迫したともいわれる。 をとりかこんで自分たちの意見を上申するよう迫った。一縣丞が彼らに抱えられたというのも、この時であろう。彼らは刀を 縣代理が府城に歸ろうとしていると聞いた婺源縣の人びとは、千人以上で鉦を鳴らし旗をたて、鬨の聲をあげて大騷ぎし、 ゆくてを遮り、 ているのに、自慢するとは何事だ」と憤慨し、騷ぎたった。この時、 おさまらないのは婺源縣ら五縣の人びとである。五縣の人びとは、 ひき留めた。ある史料によれば、この時に集團となった人びとは數萬人にのぼったといわれる。 彼らは一旦は徐廷竹によってなだめられたが、 徽州府通判の徐廷竹は、婺源縣知縣を代理していた。 「歙縣が税金を勝手にこちらに押し附けてき また旗を城外に立て、「休寧ら四縣と合縱 千餘人で彼の 彼 知

茂をあげることができる。 者もいたが、ほとんどの歙縣の人びと、及び歙縣出身の人びとは彼に贊同したのであった。その代表として、中央官僚の殷正(3) やじに六人の息子がいた。長男でゆたかな者が、冬に一姿、からでき 徽州府下の絲絹分擔紛爭は、まさしく歙縣の私と婺源縣等五縣の私との衝突であった。帥嘉謨の主張に對して、 夏に 葛 をより多くさしあげている。それは"心において獨り 「田舍のお

彼は歙縣の出身で、當時戶部尚書の地位にあり、歙縣に有利な決定を見たのは彼の力によると考えられた。休寧縣では、

手紙を書いたし、また汪文輝は、婺源縣の暴動をしずめ、この問題について調停にのり出し、ついに從來どおりの徴收法に復 活させたのであった。各縣相互の私の衝突は、現職官僚および鄕紳閒をも含めた衝突であったのである。(※) 部尙書が戸部に關する權限を操り、歙縣の人閒が歙縣の問題を擔當している」と大書した幟をたててこれを批判した。五縣の(3) いた余懋學と、 殷正茂の門坊を打ち毀し、彼の邸宅を燒きうちし、墓を暴き、刺客をやって彼を殺そうとした、との噂まで廣がっ 前尚寶司卿の汪文輝であった。余懋學は徽州知府に對して、絲絹銀徵收法を從來どおりにすべきことを勸める 當時歸省して

慶らは邊境地方へ兵士として流刑にされた。事件の發端を作った帥嘉謨もやはり、兵士として流刑に處せれた。 の判決をうけた。地方官を凌辱されることは、國家にとってこの上なく危険であったからである。 官族(鄕紳)と同じく「衣冠の類」である生員が代わりに逮捕されたともいわれている。婺源縣暴動の首謀者程任卿は、 八名であるが、彼らはほとんどが生員か、これに類するものであった。「豪右宦族」を處罰しようとしてできなかったので、(等) たもののうち、 ところが、 婺源縣および休寧縣の暴動に連座して處罰をうけたのは、 人名のわかるものは、婺源縣の程任卿、汪時、金伯梧、 彼ら郷紳ではなく、ほとんど生員であった。 張蒼、何似、程文烈、王慶、および休寧縣の吳大江の 何似は獄死し、 程文烈・ 斬

卿と王慶とは、『康熙婺源縣志』において義行傳に立傳され、「鄕里の人びとは、今日に至るまで程任卿のことを義の人だと口 自らの行爲を罪と感じていなかったのである。 閉繋がれながら、 々に譽めそやし、 帥嘉謨は、 きわまるところがない」といわれるように、後代まで語り傳えられたのである。 屈することなく、『絲絹全書』なる書を著した。つまり、 『萬曆歙志』において良民傳に立傳され、「彼こそ壯夫だ、彼こそ俠士だ」と激賞を受けた。また、 人々が彼らを義行の人とすると同時に、彼ら自身 程任卿自身、 獄中に二十年

的容易に逮捕され、 絲絹分擔紛爭は、 このように、 處罰される存在であった。 縣の私 (縣の內部ではそのまま公)と縣の私との衝突であった。 また反面、 彼らはあくまで「衣冠の類」で、 民衆そのものではなかったし、 生員は、 郷紳と違って比較

明

あるいは萬人の運動の中心となったし、縣內の公のために殉じた彼らは、 の役割は、鄕紳と民衆の連結點となることであり、また、公議、公論を荷って、最も矢面に立つことであった。彼らは、千人、 らあくまで民衆と區別していた。この意味で、生員は、鄕紳にも民衆にも解消しえない存在であった。絲絹分擔紛爭での彼ら(%) 次に述べる反地方官士變においても、これとほとんど同じ構圖を見出すのである。 縣人から讚辭を贈られた。

## (2) 反地方官士變

を脱ぎ、「今から、 た。ところが范鳴鳳はこれを聞きいれず、逆に呂協祖らを叱りつけたのである。學校に集う生員は、一方で公議がよって起る ある、と日頃から考えていたため、 あまりに嚴しすぎた。生員の呂協祖、 あったが、たまたま府城附郭の嘉興、 ように盟約した。 こで彼らは學生名簿を奪いとり、一同ならんで孔子像に拜謁した。彼らは衣巾(おそらく生員が着用すべく定められたもの) ところと地方官に認められながら、彼らが地方行政に一歩でも食い込みすぎると、「把持官府」する者と見なされたのであった。 呂協祖は暴動にたち、范鳴鳳を辱しめたうえ、嘉興府學、嘉興縣學、秀水縣學の生員と約束し、學校の明倫堂に至った。そ たとえば、萬曆二十年(一五九二)、浙江省嘉興府城では、次のような士變が發生した。 范鳴鳳なる人物は、(ダ) われわれは亂民となろうではないか」といって、ただちに殿中で血を歃り、牛の耳を孔子像に奉じ、 「徴收を緩めていただきますよう。苛酷すぎませんように」と范鳴鳳に願い出たのであっ 金九淵、 秀水雨縣の知縣が缺任となったため、その代理をつとめた。ところが、彼の稅金徵收は 周學義、張惟恂、卜宗太らは、稅金徵收は民の實情にてらしておこなうべきで 嘉興府通判で

范鳴鳳が民を虐げること、もはや目にあまる。われわれ皆で彼を除き去ろう。盟約に從わない者は、それに背いた罰をう けるであろう。

彼らは、櫃を置いて費用を集めたともいわれ、これに對しては非常に貧しい者でも金錢を用意した、といわれる。

している。 これに應じて同調したという。嘉興府士變の餘波は、隣接する蘇州府吳江縣にも及んだ。その後、(38) 范鳴鳳が左遷されて、 はさらに、 | 捲堂文(ストライキ宣言)を作り、木龜を刻み、これをもって大聲で城內をゆり動かした。城內では、四百餘人が 事件は終結する。ここでは、公議を代表すると考えた生員たちは、 孔子をも味方にして、 呂協祖ら十一人が處罰され 地方官を排撃

罪ではない、 九思や生員の周穀らによって毆辱された。この事件によって、瞿九思は居庸關へ徒罪と決定する。 『萬曆武功錄』自序によるかぎり、彼には全く罪の意識がなかった。 また、萬曆三年 と憐み、彼のために百餘兩を醵金したというのである。 (一五七五)には、 湖北省黄梅縣で、 知縣が「通例に違って課稅し、 彼のみではない。 郷里の父老、 あまりに締めつけたため」、 ところが、 親友、 門人は、 後に彼が書いた 瞿九思の 擧人の瞿

でに述べた。 とるようになる沈瓚も、 員であった。後に、彼らは退學處分もしくは停學處分をうけた。隣縣で萬曆二十年に起る嘉興士變に對しては、 萬曆十五年(一五八七)、大水害に際して蘇州府吳江縣で租稅減免要求のために、 城隍廟で地方公議が開かれたことは、 城隍廟に集って協力を誓ったのは、 郷里の吳江縣で起った士變にはきわめて同情的であった。 鄉神、 撃人、監生、生員であったが、なかでも行動的であったのはやはり生 す

自分が獄に就こうと言ったのは、 ある意味で公議、 く士變であることを示していよう。ところが、「上虞の事件は、實に金柱めがやったことです」と名乘り出、 さらに彼が生員張綺ら數十人に殴打された。この事件に連坐した生員は八十餘人にのぼったと言われ、この數はそれがまさし したにもかかわらず、 萬曆十七年(一五八九)には、浙江省上虞縣で士變が起った。當時上虞縣では、旱魃にみまわれた。知縣蔡汝逵が雨乞いを(雲) 公論を背景として起ったからであった。 雨は降らなかった。これは、知縣が神佛に對して大不敬だからだ、と鄕紳や生員に訴えられたあげく、 當時上虞縣きっての名士であった元副觀察使、 金柱なる人物であった。それは、上虞士變が 生員に罪はなく

崇禎十二年 (一六三九) には、 蘇州府長州縣で反門稅士變が起った。 この事件で生員に放逐された知縣の唐九經は、 もとも

經攻撃の文をつくり、ついに彼を放逐したのであった。 これは當時、 彼を謗って辱しめた。 ればすむところを、彼はその生員が富裕なのを見て、規定外に銀數百兩を罰徴した。生員たちは集團で唐九經のところへ赴き、 「ペテンの唐」などと呼ばれていたように、すこぶる評判が惡かった。一生員の門稅納入が拔け落ちていたので、(4) 「哭廟」といわれた。さらに彼らは、この件を巡撫、 翌日、 郷飲の禮を擧行するために府學へ集った各府縣官の面前で、彼ら生員たちは孔子像に泣哭した。 巡按に上申し、また『四書』中の言葉を拾いあつめて唐九

すら生員を問責することができなかった。 彼は生員たちによって毆打された。何泗は翌日、淚をながして鄭敷教に訴えた。もはやこの時代になると、 生員たちは督糧同知の何泗に稅糧問題で意見を述べたことがあるが、 何泗の方策は彼らの意見と合わなかったらし

彼はあくまで「士林(生員たち)が稅金問題で助けになるのは、最も義擧にかなう」と考えていたのである。(8) 協祖らに士變をやめるよう說得したことをもって、 かたは、 として北京の様子を問いただし、また同じく陵轢を受けた生員の徐名世等にも手紙を送り、 界に入っていた同郷の陳懿典に手紙を送り、「わが嘉興府の生員は、たまたま税金徴收を催促されたことが原因で奮いたった」、 祖らによって陵轢を加えられた。ところが、その賀燦然もが、呂協祖を讚めたたえているのである。 地方官の非を鳴らし、彼の排撃を盟いあっている。この時、生員であった賀燦然は、盟約に加わろうとしなかったため、 先でもあった。そこでは、徽州絲絹分擔紛争の場合と同じく、鄕紳、生員、民衆の連繋が見られ、なかでも生員は鄕紳と民衆 の接點に位置し、しかも最も先頭に立っていた。すでに述べたように、嘉興府の呂協祖らは、明倫堂に集まり、孔子像の前で 以上が、反地方官士變の數例である。これが、生員による「把持官府」の一つの實態であり、また「把持官府」が行きつく 人情として難しいところ」とし、善後措置を一致してとるべきことを訴えている。さらに、彼が士變に參加せず、呂(\*8) 地方官から褒賞のさそいをうけたのであるが、これを斷固斷りつづけた。 「慷慨されること、呂氏のような 彼は事件後、 當時中央政

擧人瞿九思が、黃梅縣知縣を毆辱したことに對して、

郷里の人々が彼の罪ではないと憐んだことは、すでに述べた。

この事件に關連して、屠隆は次のような議論を展開している。

え には、 民が仇敵とする者を誰がかばうことができよう。黃梅の事件は、 としているのに、 のなのか。 に才能がなく、支配下の民を苦しめれば、民はこれに我慢できない。そこで全縣で蜂起して彼を仇敵とするのであって、 民百姓をわが子のように視れば、 瞿九思が罪とされたのは、士人や民衆が知縣を狙撃したためである。……知縣は天子のために民百姓を養うものであって、 人の人閒のゆえではない。瞿九思が罪とされたのは、そもそも古の朱亥や博浪と同じく、果して、一人の狙撃によるも もし、 人が狙撃しようと煽動したとしても、多くの者はこれをおし止めるはずだ。これでは狙撃の起りようがない。 彼を戀いしたい、長期の閒、任にとどまっておれば、 果して、 「縣人が暴動した」というのなら、一知縣は縣の人一同が仇敵とするところである。縣の人びとすべてが仇敵 一人の人閒だけを罪に落してもよいだろうか。 縣の人が一緒に悪事をはたらいたのか。 知縣は慈母である。 知縣が在任する時には、 彼を思うものである。 瞿九思一人で 狙撃したのなら、 また、 | 某|| 思うに、實際には知縣がひきおこしたのに閒違いな 民が心に慕う者を誰が陷しいれることができよう。 民百姓は彼をおし戴き、彼が歸ってゆく時 狙撃などありえないことである。 彼の罪に 言いわけはできな たと

方官が狙撃されたのであれば、それは彼が縣の人びとすべてから敵とされているからであり、 て、 あった。 ては決して土變を否定できないことであろう。 屠隆の議論は、 それとしては決して新しいものではない。 言いかえれば、 被支配者が支配者に對していだくいわゆるピエテート 士變を生み出すもの、それはまさしく地方の公議、 屠隆によれば、 しかし注意すべきは、この議論が行きつくところ、 一人のみによる地方官狙撃はありえないことであった。 (恭順) 公論である、 の心情をもととしてなされているものであっ と屠隆は言うのである。 もとはといえば彼が悪いからで 從來の政治思想をもってし

った。 さらに、 地方の公議、 地方官が毆辱され放逐される情況がこのまま續いてゆくとすれば、 公論を重視した時、 國家の方針と違う事件が起っても、 もはやそれを根底から否定することができなか 地方社會ではどのような事態が生れるので

眀

あろうか。その典型例を、われわれは江蘇省常州府無錫縣に見出すのである。

# 三、崇禎一五年無錫士變

急にこれを改めることによって安全を保ちえた、と。東林黨の講學では、地方行政が討議され、知縣の地位はその動向に大き(S) るとただちに討議内容が印刷され傳布された。知縣は、彼の行政のうちで、東林黨の討議と合致しないものがあれば、 課題であった。すでに紹介されているように、萬曆三十九年(一六一一)のこと、京畿道御史の徐兆奎は、東林黨の活動につ 二年(一六○四)のことであった。東林書院では國家全般にわたる問題が討議されたが、地方問題もが討議されるべき重要な く左右された、というのである。この上奏が、東林黨彈劾を目的としてなされたものであったとしても、それがほぼ眞實をつ いて、次のような批判を加えている。すなわち、東林黛の會講では、必ず當代の問題をまじえて討議がおこなわれ、會講が終 いたものであったのは疑いない。 無錫縣といえば、もとより東林黨の本據である。顧憲成らがこの地に東林書院を再興し、講學活動をはじめたのは萬曆三十 次のようにいうのである。 と言うのは、『錫金識小錄』卷九には、「屢易邑令」(たびたび知縣を交代させた)との表題 必ず早

これはすくなからず利益となった。一人二人のつまらぬ者が公にかりて私利をはかったとしても、それは十中に一つであ 林黨に從わなければ、ほどなく彼を轉去させた。また、東林黨が好む人物をえらんで、巡撫、巡按に推薦した。 る。ただ、知縣を轉任させることだけは縣民が害をうけること少くない。一知縣が無錫縣に赴任した場合、すこしでも東 萬曆癸卯(三十一年=一六○三)以後、無錫縣の鄕紳は東林書院で講學し、縣の利弊についてはばかることなく直言した。

東林黨がどのようにして地方官を轉去させたのか、その具體的事例をわれわれは、今擧げることはできない。 しかし、

このような東林黛の活動こそ、徐兆奎によって、「挾制有司、憑凌鄕曲」と評價されるところであった。

のように轟きわたり、何を言っているのか辨別できないほどであった、といわれる。東林薫人と目される無錫縣の馬世奇も、 えた。また、一髙官が無錫縣を通った時、人々は彼をとり圍み、郭佳胤の挽留を訴えた。この時、彼の挽留を訴える言葉は雷えた。また、一髙官が無錫縣を通った時、人々は彼をとり圍み、郭佳胤の挽留を訴えた。この時、彼の挽留を訴える言葉は雷 錫縣民を守った、とされた。彼の轉出が決まると、無錫縣の人々は彼を留任させていただきたいと、巡撫、巡按に號泣して訴 になると、無錫知縣代理郭佳胤を挽留する運動が起った。彼は武勇をもって聞え、また漕運を擔當する兵士たちの誅求から無(sō) けて常州知府であった王述古については、髙攀龍らが連名で彼の保留を願う手紙を吏部尚書に送っている。萬曆三十五年(一 彼らが良官と認めた者を挽留した事例は、多く擧げることができる。たとえば、萬曆三十二年(一六〇四)から三十四年にか による組織的運動であったがどうか不明であるが、すくなくとも東林黨の諸個人が參加するものであった。 六〇七) 頃、 「これは尋常の保留ではない」とする手紙を巡按御史に送り、郭佳胤の留任を請うたのであった。これらの挽留運動が東林黨 無錫縣知縣代理を勤めた常州府通判黎衷についても、 髙攀龍は挽留をはかった。その後、崇禎十五年(一六四二)(55)

によって追放されたのであった。 勞せねばならなかった。 (6) ある。馬世奇によれば、 放していたので、すでに崇禎初年から、官僚の閒で無錫知縣となることが恐れられ、知縣が無錫縣へやってこなかったからで 一年餘りにわたって、無錫知縣のポストは空席のままとなっていたのである。そして、この龐昌胤なる人物こそ、眞實、 ところで、馬世奇が郭佳胤を挽留すべく奔走したのには、特別の理由があった。それは、無錫縣では惡官と見なせば彼を追 北京では官僚が集ると無錫知縣の問題が話題となり、當時庶吉士などをしていた彼は、この辯明に苦 郭佳胤が知縣代理として着任する前の知縣は、龐昌胤なる人物であったが、彼が轉出してからすでに

をとり圍まれ、 とになっていた。巡撫黃希憲によれば、彼が出發する日、生員の王延禧や「奸民」によって、學宮の公堂においてその乘る輿 **龎昌胤追放士變が起きたのは、崇禎十五年(一六四二)五月三日のことであった。この日、** 華君奇、 華君獻、 侮辱され、罵られたといわれる。この事件に關係したのは、王延禧のほか、同じく生員の秦元始、 錢鴻起らであった。ところが、この事件は、 (6) 單に知縣が生員たちによってその興を圍まれ、 **龍昌胤は、嘉定縣へ轉任するこ** 侮辱された

葉を紙に大書したといわれる。 この事件は次のようであった。 て西門を出た。慣例に從えば、 といった程度のものではなかったのである。無錫縣の人である計六奇の『明季北略』卷十八、「錫邑諸生逐縣令」によれば、 知縣が西門を出た場合、二度と入ってくることはできなかった。この時、生員は次のような言 知縣龐昌胤は、時ならず米を徴發した。そこで生員の杜景燿らは、同學とともに龐昌胤を抱え

無錫知縣一名龐昌胤を放逐する。二度と入ってくるのを許さない。

門を閉じてしまったのであった。 彼らはこの言葉を筵旗にして掲げた。さらに彼らは吏役を答うって追い散らし、 **電**昌胤を抱えて門から連れ出し、すぐさま

縣の城門から出させることがなかった。これは、眞實知縣のできが惡いためではない。ただ、 ではない。ところが數十年來、この無錫縣に知縣としてくる者は、免職されるのでなければ左遷される。斷じて一好官を無錫 巡撫の黃希憲は、この事件が起きた無錫縣の情況について、次のように記している。無錫縣は禮義の邦と稱され、 山閒僻地

風俗が惡く、官を放逐することを美談と心得、稅金のがれをお手のものと心得ているためだ。

また、次のようにも言う。

天子の御命令に從って、少しでも戒飭を加えると、唇をそらせて知縣を譏るのでなければ、集團で暴動する。數十年來 一人の知縣をも無事に轉任させることがなかった。(6) (無錫縣では、) 税金のがれに慣れ、低劣な生員やごろつきがわれがちに官府を把持する。この地に知縣となったものが、

する」生員たちを嚴重に處罰するよう、 ると、生員を中心にした、より廣い層によるより行動的な介入の氣風が生み出されていたようである。それは、他縣に比べて も特異であった。 無錫縣では、すでに述べたように、東林黨の活動によって、地方人が地方行政に介入する土壌ができていた。崇禎時代にな **龎昌胤追放事件が起るほぼ一年前、黃希憲は無錫縣生員の風紀の亂れを嘆き、** 特に縣學に訓告している。 生員が「官府を把持する」、つまり地方行政により積極的 「官府を把持し、長上を欺凌

なかった」のである。 昌胤を見れば、 に介入すると、 知縣が中央の命令を履行しようとすると、土變を呼び起し、さらに自らが追放されねばならなかった。 知縣龐昌胤が生員によって追放されざるをえなかったのは、天子の命令に從って彼らに戒飭を加えたからにすぎなかっ 郷紳による、 「ただ糧餉を催徴して地方に罪をえた」だけで、これは「知縣の職掌にかかわることで、 いわば穩健な手段による知縣轉任にとどまらず、「集團で暴動する」、つまり士變という事態を生 彼は官規を犯してい 巡撫の立場から龐

かる紛爭を、 はり税糧徴收が原因であったと考えられるのである。どうやら、五月二日の明倫堂での公議は、 の原因も、 の命令に従って税糧を催徴した人物であった。ところが萬曆二十五年(一五九七)のこと、彼は税糧を徴收しようとして、誤。 ようとせず、 である。萬曆二十年(一五九二)に長州知縣となった江盈科は、「貧しい民が稅糧を納められないうえに、 てではなかったかと考えられる。というのは、以上の理由のほか萬曆二十年代の蘇州府長洲縣で、 を時ならず徴發したためである、 考えられた。 他の鄕紳と同じく明倫堂での集議に參加していた。この日に至るまでも、知縣龐昌胤と生員との仲はよくなかった。黃希憲に(8) は無錫縣學の明倫堂(學宮)に集い、知縣の問題について公議しているのである。事件に深く係わった馬世奇によれば、 ところで今一つの問題は、 事件が起きたのは、 (獎學生)を責めた。 税糧徴收がもとで、 士夫の家僮も頼むところがあるからそれを納めたがらない」慢性的稅糧滯納ないし抗糧情況のなかで、 しかも、 知縣が三日に離任するまでに解決しようとして、開かれたものであった。馬世奇は、 黄希憲はほかの箇所で、糧餉を催徴したために知縣は地方に罪をえた、とも述べ、計六奇も、 **魔昌胤が漕糧を催徴したことと、「劣衿」(低劣な生員) 姚鈺中を取り調べたことの二點によると** 龐昌胤追放事件と地方公議との關連である。實は、事件が起きた前日の五月二日、 これに對して生員たちは、「心を同じくして、江盈科に反抗した」のである。(ヤロ) 知縣が生員呂協祖らを抑壓したためであった。無錫知縣龐昌胤が一生員を取り調べたのも、 と述べている。これらによれば、姚鈺中を知縣が取り調べたのも、 知縣と生員との閒で生じたか 類似した事例を見出すから 逮捕された生員のために辯 やはり漕糧徴收に關連し 頑民がそれを納め また、嘉興士變 郷紳と生員と 極力上司 知縣が米

である。 望むわけはなく、 明 見解と異なり、「二日に學宮 明倫堂公議はこの目的のために開かれたのであるから、二日にそこに集った人は、 だからまた、三日に輿を圍んで知縣を侮辱した人ではありえない、とした。ところが、 (明倫堂)で公議した人」が、「三日に輿を圍んで辱しめ罵った人」である、 知縣が早急に辭去してしまうことを と見ていたらしいの 知縣の側では、 この

するための場でもある、自らにとって危險な場でもある、と映っていたらしいことである。 員との爭いをどのように解決すべきか、 はり郷紳および生員が參加する公議の場が存在していたことであり、 今われわれは、 兩者の見解のうちどちらが正しいのか、 などの問題が討議されていたことであり、しかもそれが、 明らかになしえない。ただ、ここで明らかなことは、 かつ、そこで地方行政に係わる問題、 知縣の目には、 たとえば知縣と生 無錫縣でもや 自らを排撃

あって、 によってもたれる公議に大きく左右されざるをえない……。これが、 紹介した幾多の士變にも見られることであった。 ていた。また、彼の言葉を借りれば、 いには、 く進行せず、 いかに誇張を含んで述べられたものにしろ、 官僚が知縣となることを恐れて赴任してこず、 明らかにお上を犯した」ものであった。 知縣はあるいは抗糧にあい、 無錫縣士變は、「表面的には抗糧である」が、「深く追求すれば、 あるいはあくまでもこれを遂行しようとすれば生員によって追放される。 黄希憲によれば、 巡撫にとって知縣の當然の職務であると考えられた稅糧徵收は、 士變が抗糧と密切な關係にあるのは、 地方では知縣の空席が續く。 無錫縣では地方官を放逐することを美談とする風潮が生まれ 明末における地方社會の實態であった。 知縣が赴任してきても、 無錫縣のそれだけではなく、 知縣を罵っているので 彼は鄕紳と生員 はかばかし そしてつ これまで

語

結

明末には、 「お上を犯す」ことであるにもかかわらず、 それが地方の公議に支えられているがゆえに、 罪と認められず、 か

あった。このような社會が出現しつつあった時、どのような對應がありえたのか。 場合には、 えって美談とされる事態が生じていた。國家の立場を體現して稅糧徴收を催す地方官は、抗糧にあい、 知縣は生員によって門から追放された。官僚たちは、そのような縣へ赴任したがらず、知縣の空席が續くことさえ 士變にあった。 極端な

る道である。 道は、二つあった。一つは、中央集權、專制支配をあくまで維持し、强壓的に士變を禁壓し、 新しい社會秩序の下で土變が起る原因そのものを除去する道であった。 あと一つは、 地方公議をより推進することによって地方行政をおこない、 地方人自らの力で自らの利害を調整し 中央の命令を地方へ浸透させ

國家の强壓政策であり、 可能であるにしても」、との假定に見られるように、すでに皇帝の不可侵性を認めない彼らではあったが、自らが文弱であり、 ものでしかなかったか、それはすでに明末の生員、 賀燦然が指摘するところであった。「 簡書(皇帝の命令)に逆らうことが 者」(反地方官士變)とは、 に描いたもの、それはこれより十年まえ、嘉興にほど近い杭州でおきた民變の様であった。その時、 自らの力が螳螂の斧でしかないことを、彼ら自身最もよく知っていた。萬曆二十年の嘉興士變を目にして、 また蘇州哭廟案であった。かくて、「税金のがれをお手のものと心得る者」(抗糧)、および「官を放逐するのを美談と心得る 滿洲族の侵入にともない、前者の道がとられた。その象徴的事件が、順治十八年(一六六一)の奏銷案であり、 民變參加者の悲慘なあり様であった。 ほぼ同時に嚴罰に處せられる。 一見、强そうな生員の力が、强力な專制權力の前でいかに微弱な 杭州民變に對してとった 賀燦然が彼の腦裏

であった地方公議すらも、 な役割をはたしていた。ところが、 力を回復した專制權力の下では、土變が影をひそめ、生員の隱微な姿だけが、當面めだつ。そして、 明倫堂での議事も、 形骸化してゆく。 形骸化した」という事態が生じていた。地方公議の論理は、 雍正初年には、 康熙初年までの崑山縣では、 「法令が嚴重であるため、紳士たちは敢えて口を開いて時政に論及しよう 明倫堂で地方公議が開かれ、 すでに述べたとおり、 明末にはあれほど活潑 それが地方行政に大き 中央集權の

論理となじまぬものであったからである。

多く留め、 わない、中央から派遣された地方官を排撃する)を囘避する道につながるものではないだろうか。 中央集權、 かつ地方官を當地方の人物から任命すべきことを説いた。それは、抗糧あるいは反地方官士變(地方人と意見のあ 専制支配の進展のなかで、あくまで第二の道を説いたのが、顧炎武や黄宗羲であった。顧炎武は、 税糧を地方に

を更迭することができる。……府縣官の政治に缺陷があれば、それが小さければ誤りを指摘して正し、大きければ太鼓を鳴ら、、、、 結合させたものにほかならなかったのである。たとえば、彼は述べる。「府縣の學官は、中央政府の任命を許さず、府縣で公 して衆に知らせる……」。 議し、名儒に就任してもらう。……その人が、いささかでも淸議(公議、輿論)を犯せば、生員はいっせいに起ちあがり、彼 でしか、これまで論じられなかった。しかし實は、それは、明末にかなり一般的に存在していた地方公議と士變とを、見事にでしか、これまで論じられなかった。 黄宗羲の學校論も同じである。彼の學校論は、明末の朋黨、書院、彼自身が關係した復社、および阮大鉞排斥運動との關 連

第二の道が、再び摸索されるようになるには、淸末、民國期まで待たねばならなかったのである。

注

- (1) たとえば、侯外廬氏『中國早期啓蒙思想史』(一九五八年)第四章、
- (2) 顧炎武『亭林文集』卷一、郡縣論一、二。
- (3) 前注(2)、郡縣論七。
- 九七七)を擧げうる。 自治發達史』(一九三九)、松本善海『中國村落制度の史的研究』(一 このような地方自治を考察した論考として、和田淸編著『支那地方
- (東京大學東洋文化研究所紀要第七十五册 一九七八)参照。(5) 侯外廬氏前掲書、および溝口雄三氏「いわゆる東林派人士の思想」
- (6) 前注(2)、郡縣論五
- (7) 『日知錄』卷十二、財用。
- (8) 前注(7)、卷十二、館舍。

萬曆三十一年(一五五二)蘇州において知州周一梧を排撃した事件(9) 士變なる語が史料にあらわれる例として、次のものがある。一つは、

である。伍袁萃『林居漫錄』畸集卷三に、

因城中民儒兩變、奉旨、仍命撫院曹公囘駐蘇州彈壓。の士變を、『鎭吳錄』條議巡守機宜弭盜便民諸稿では、の士變を、『鎭吳錄』條議巡守機宜弭盜便民諸稿では、詳異および沈瓚『近事叢殘』卷一、石秀才、等にも詳しい。またこというのがそれである。なお、この士變は、『崇禎吳縣志』卷十一、

と民變と併列させて儒變と稱している。なお、儒變の語は、文秉『定

邸抄』萬曆四十四年四月の條に、いが、郷紳周玄暐、董其昌に對する生員の暴動についても、『萬曆陵註畧』卷七に「太倉儒變」としても見える。反地方官士變ではな

すべてを士變と稱する。

・近日三吳首亂、紀綱掃地、法度凌夷。士變民變、輻輳一時。
という。ここでもやはり、士變の語が用いられている。このように、という。ここでもやはり、士變の語が用いられている。このように、

(1) 劉鳳『劉子威雜稿』卷五、贈江長洲序。

ことは、後に見る。

ことは、後に見る。

ない、後に見る。

ことは、後に見る。

ことは、後に見る。

ことは、後に見る。

ことは、後に見る。

ことは、後に見る。

- 数件の史料があげられるに止まる。『中國善書の研究』第二章、「明末の社會と善書」(一九六○)に、『明代江南市 民經濟試探』所收、 一九五七)、 および 酒井忠夫氏の明代江南市 民經濟試探』所收、 一九五七)、 および 酒井忠夫氏
- (2) 典型的なものとして、重田徳氏「鄕紳支配の成立と構造」(岩波講(2) 典型的なものとして、重田徳氏「鄕紳支配の成立と構造」(岩波講
- 有所見、必竭誠相對、不敢誣且隱也。……繇役者、一邑之公事也。有所見、必竭誠相對、不敢誣且隱也。……繇役者、一邑之公事也。次則送本學師長、集諸生公議。諸生公爲桑梓、私爲門戶、苟各各公同注定。一則爲通邑清役、一則爲父母分怨、料縉紳必不辭各各公同注定。一則爲通邑清役、一則爲父母分怨、料縉紳必不辭各各公同注定。一則爲通邑清役、一則爲父母分怨、料縉紳必不辭各各公司注定。一則爲通邑清稅、一則爲父母分怨、料縉紳公滿、或免或否、為臺下計、與其獨裁之、不若公議之也。與其拮据料理于一堂,不爲臺下計、與其獨裁之、不若公議之也。無知為與其指据料理于一堂,不爲臺下計、與其獨裁之、以為與其結据料理,一堂,不

明末反地方官士

變

不侫當努力以爲土紳倡首。孝廉子衿之賢者、自當聞風響應。何妨。役果不足、則於見在優免額中、量出幾何、或領差、或貼役。不侫當努力以爲土紳倡首。孝廉子衿之賢者、自當聞風響應。不侫當努力人人事也。在縣父母,當與縉紳公議、在縉紳、當與縣非縣父母一人之事也。在縣父母,當與縉紳公議、在縉紳、當與縣

- 邑之繇役可平、小民之疾苦少息矣。 但在臺下、推造化之心、放霹靂之手、滿盤打算、徹底施行、則(14) 前注(13)、卷八十七、與蔣明府論優免事宜。
- (15) 沈瓚『近事叢殘』卷二、江知縣。
- (17) そのほか、次の事例をあげうる。一つは、湖州府において、均田均役問題を解決するため、萬曆二十九年(一六○一)年に洋宮(學校)で、大會議が開かれている(濱島敦俊氏 「均田均役の 實施をめぐって 大會議が開かれている(濱島敦俊氏 「均田均役の 實施をめぐって 大會議が開かれている(濱島敦俊氏 「均田均役の 實施をめぐって 大會議が開かれている(濱島敦俊氏 「均田均役の 實施をめぐったおいても、嘉興府の嵌田問題」史學雜誌第八十二編四號、一九七三、参照)。
- (18) 陸世儀『桑梓五防』。
- 邑有公事、常集諸紳會議。……祝之居在南城、與趙宧鄰。趙宧者

20

(22) 以下は、前庄のほか、『萬香上元縣志』卷十二、許穀「京縣德政碑」、注において重複も顧みず、詳細な注を加えている。

文を『天下郡國利病書』原編第八冊、江寧廬安に採錄したうえ、附

21

- (2) 以下は、前注のほか、『萬曆上元縣志』卷十二、許穀「京縣德政碑」、 以下は、前注のほか、『萬曆上元縣志』卷十二、許穀「京縣德政碑」、
- 「高麗教志』傳卷七、良民、帥嘉謨傳。 (2) 『萬曆教志』傳卷七、良民、帥嘉謨傳。

たのは萬曆四年という。 『天下郡國利病書』原編第九册、鳳寧魯、にも收められ、上奏され、『天下郡國利病書』原編第九册、鳳寧魯、にも收められ、上奏され、

肚哉子也。今日之事、

而乃出一衣布。吾儕媿矣。子第往。吾將要

約諸大夫而左右子。

(26) 『康熙婺源縣志』卷十二、藝文、絲絹疏(撫按會題)。(25) 『萬曆武功錄』卷二、南直隸、叛民帥嘉謨倪伍徐宗式朱漢卿列傳

- (27) 前注(26)、卷十二、藝文、余懋學撰、豁釋絲絹大辟疏
- (28) 前注(25)。
- (30) 前注(23)。
- (31) 前注(25)。
- (32) 前注(27)。余懋學上奏文。
- (33) 前注(27)。余懋學上奏文。

の胡執禮や戶部尚書の殷世茂であったことも、同文中に見える。余懋學と汪文輝を五縣側の代表であると見なしたのは、巡撫都御史寮。又以父老逼迫、致書知府蕭敏道、勸其仍舊貰、相安無事。臣過原籍靼城。適歙縣與休婺五縣、爭議絲絹。臣婺人也。事切痼

竟得旨、如舊制。 攤派五邑。民相恐大駭、至廑撫按奏牘。公鎭譁以靜、而調停于上、而會鄉人有絲絹之競。按祖制後湖册籍、絲絹實象征。一旦稱獨累、『國朝獻徽錄』卷七十七、尚寶司卿汪公文輝行狀。

34

- また、前注(25)参照。
- (35) 『明實錄』萬曆六年七月丁已に、程任卿と生員汪時の名が見える。(35) 『明實錄』萬曆六年七月丁已に、程任卿と生員汪時の名が見える。(35) 『明實錄』萬曆六年七月丁已に、程任卿と生員汪時の名が見える。(35) 『明實錄』萬曆六年七月丁已に、程任卿と生員汪時の名が見える。(35) 『明實錄』萬曆六年七月丁已に、程任卿と生員汪時の名が見える。(35) 『明實錄』萬曆六年七月丁已に、程任卿と生員汪時の名が見える。

「豪右宦族」の代りに處罰されたことがわかる。 及休寧生員吳大江等數人、同汪時等、責發倂問」 とあり、生員が

- (36) 『萬曆武功錄』卷一、山東、叛生侯沐封列傳には、最もその典型例(36) 『萬曆武功錄』卷一、山東、叛生侯沐封勇傳には、石城を築くたのである。其曆八年(一五八○)、山東省文登縣では、石城を築くたのである。
- (37) 『萬曆武功錄』卷二、浙江、叛生張綺呂協祖列傳。
- (38) 沈瓚『近事叢殘』卷四、范通判。これによれば、辻變參加生員のトへやってくると噂された。また、これによれば、辻變參加生員が吳江が范鳴鳳と關係を持つと嘉興府生員に見なされ、集團で生員が吳江
- (3) 彼らは、次のような孔孟の言葉によって、健島の行動が孔孟の教えの子、鼓を鳴らして攻めて可なり。小子、鼓を鳴らしてこれを附益す。子なしたのではないか。"求や之がために聚斂してこれを附益す。子なしたのではないか。"求や之がために聚斂してこれを附益す。子なりは、次のような孔孟の言葉によって、彼らの行動が孔孟の教えの子、鼓を鳴らして攻めて可なりと。(孟子、離婁上)。
- 優于生員也。御史盞非是。宣重擬九思、而別調維翰。縣行取。今御史獨參維翰、以快讐人、豈以蔵貢輕于甲科、而舉人牌聚衆、截圍擁殴。……近日江陵生員、孱罵知縣、生員革戍、知吏部駁議……今、黃梅縣舉人瞿九思、恨本管知縣裁抑過嚴、遂懸(④)『明實錄』萬曆三年八月戊寅。

の趨勢であった。また、『明實錄』萬曆四年二月甲申の條參照。前述のように生員らは嚴罰に處せられており、これが萬曆十年前後このように、瞿九思は嚴罰に處せられた。萬曆五年徽州事件でも、

- (4) 『萬曆武功錄』卷二、浙江、饭出(4) 沈쀀『近事叢殘』卷二、江知縣。
- (42) 『萬曆武功錄』卷二、浙江、饭生張綺呂協祖列傳

末反地

方官士

變

卒。士民流涕、如失所依。」と述べられる。 杜門養貞義、不苟合。惟閭里寃抑、正色敢言、略無阿避。年七十九杜門養貞義、不苟合。惟閭里寃抑、正色敢言、略無阿避。年七十九十十十十十十十十十十十十十十十十十十十

44

- 来幾、遂去任。 未幾、遂去任。 未幾、遂去任。 未幾、遂去任。 本幾、遂去任。 本幾、遂去任。 本漢、國際、相與爲四書成語文、逐之使去。時適當入觀、 於、唐合香之名、久矣。己卯秋杪、因蕭家巷在庠郭友住房漏稅、 於、唐合香之名、久矣。己卯秋杪、因蕭家巷在庠郭友住房漏稅、 方堅意行罰。士林不平、羣往詬厲之、遂成大鬨。令置身無地。詰 朝爲十月朔鄕飮之期。府縣各官咸集府庠、諸友復往泣於文廟、有 朝爲十月朔鄕飮之期。府縣各官咸集府庠、諸友復往泣於文廟、有 朝爲十月朔鄕飮之期。府縣各官咸集府庠、諸友復往泣於文廟、有 中宣聖文。太尊惟慰諭諸友。理刑倪長玕語稍侵諸士、亦受面慢而 生。復羣往白撫按、相與爲四書成語文、逐之使去。時適當入觀、 華經、唐定 養然、遂去任。
- (45) 鄭敷教『鄭桐菴筆記補逸』士習。

生之富者黠者、告於文廟、謂之哭廟。上臺不能制。也。宅大則稅厚。於是富家巨室、咸起而譁。有諸生郭某者、糾諸也。宅大則稅厚。於是富家巨室、咸起而譁。有諸生郭某者、糾諸也。宅大則稅厚。於是富家巨室、咸起而譁。有諸生郭某者、糾諸也。宅大則稅厚。於是富家臣之、武政,以後、置凌詐諮、其勢不可止矣。己卯・庚辰(崇禎十二・十三年)以後、置凌詐諮、其勢不可止矣。

中國史論集』所收、一九七八)參照。ついては、寺田隆信氏「蘇州の哭廟案については、寺田隆信氏「蘇州の哭廟案について」(『星博士退官記念をもつ――の繼承によって起ったものにほかならない。哭廟事件にかる哭廟の風習――それは、不正地方官の彈劾、排撃と密切な關係清代順治十八年(一六六一)、 蘇州哭廟事件は、明末から續いたか

- (46) 前注(37)。
- 賀燦然『六欲軒初藁』與陳孟常。

47

- 前注(47)、辭獎并乞宥罪箋

49

(50) 前注(47)、與金仲深。

東

呂丈旣慷論事、人情所難。士林助稅、 最稱義學

51 屠隆『白楡集』卷八、爲瞿睿夫訟冤書。

戀、久則思。何徂擊之有。卽一夫倡難、萬姓捍焉。難何由與。令 令長爲天子牧養元元。視元元若子、則令其慈母也。 之所懷、其誰能傾、民之所仇、其誰能芘。黃梅之事、某以爲令實 **命者、或者邑人之所同仇也。邑人同仇、而以一失獨坐可乎。且民** 不道乎。如出一夫發難、則九思之罪何辭。如謂以邑人亂、則此一 九思所坐、其果出一夫徂擊、如古朱亥博浪之爲乎。果以邑人同作 之不才、炰烋其民、民不能堪、卽邑中羣起而仇之。豈一夫之以也 九思之罪、蓋坐以士民徂擊其邑令長、褫乃衣冠、長流塞下。 居則戴、去則 :

60

常鎭八邑,自無錫而外,如丹徒金壇、

皆才品卓然、眞實留心地方

- 52 小野和子氏「東林派とその政治思想」(東方學報京都第二十八册、 一九五八)所引、『明實錄』萬曆三十九年五月壬寅の條。
- 53 習禮の去任については、高攀龍『髙子遺書』卷八下、與楊大洪父母 前注(12)重田氏論文所引、黃卬『錫金識小錄』所引、『粲溪雜事』。 に見えるが、具體的なことは不明。 任、萬曆三十八年~)、姜令は姜習禮(在任、萬曆四十一年~)。姜 なお、許令は許令典(在任、 萬曆三十六年~)、 陳令は陳以聞(在 去一來、邑人所費不止千金。許令陳令姜令、皆三年中去來者也。 即有一二小人假公濟私、亦十中之一。惟調令一事、邑民受累不淺。 萬曆癸卯以後、邑紳講學東林、邑中利弊、侃侃言之、爲益不小。 小有不順、未幾調之去。又擇所愛好者、推轂於兩臺。一
- 54 だ」と注を加えている。 手紙を書いたのは、郷里の人々から突き上げられたためであった。 ら保留する値うちがある。このような事なら、公式な手紙にすべき また、陳龍正は、髙攀龍のこの行爲を批評し、「このような知府な 『萬子遺書』卷八下、公啓吏部留王郡尊。これによれば、髙攀龍が
- 55 同前書、卷八下、荅蔡虛臺。
- 『康熙無錫縣志』卷十六、遺愛、に立傳される。

- 57 馬世奇『濟寧居文集』卷九,上周梓山按臺公路
- 58 卷九、上周梓山按臺公路

59

- 前注(57)。卷十、上周挹齋座師。 前注(57)、卷九、與吳石匏道臺。 爲畏途、而不敢至。其宜者.席未溫而又徙之。是錫終無有令也。又守無爲矣。……邑之闕令、業踰一谳。其人與地不宜者、旣相戒 ……一時士民、倉皇哀籲、兩臺許卽題留、永惠茲土。而部題奉旨 錫邑之不能安其令、令之不能安錫者、十餘年於茲。老師夙所躊躇 念之者也。今幸得鎭江郡幕郭公祖、以署篆、至狹旬之化、士庶傾心。
- 可佐老師旬宣之畫者。而無錫十年來、畏途之誠、長安相集、至資 談柄。某用三寸舌,與解嘲釋難、口亦做矣。
- 61 黃希戀『撫吳檄略』卷八、崇禎十五年五月廿五日、行常鎭道。 有劣生王延禧等、結聚奸民、輙于學宮公堂、圍輿辱詈。究其故、 猶宜禮法自束。奈何惡俗相沿、慣于逋賦、劣衿罡棍、相率把持。 總以催漕糧糧、與職審劣衿姚鈺中一案、籍口猖狂。淺言之則抗糧 近據常州府並縣學詳揭,該縣龐知縣,奉旨調繁疁城。啓行之日、 年來、不令一官善遷。海內談之、舌撟色變。已幾中夏而左袵矣。 爲之牧者、凜凜功令、 爲學政事。炤得、梁谿一邑、夙辭文獻之邦。在諸生、誦讀聖賢、 甘同頑民、深求之則醫令、明于犯上。 稍加督責、非反唇相譏、卽擁衆作亂。數十
- 62  $\widehat{63}$ このうち、 計六奇『明季北略』卷十八、錫邑諸生逐縣令。 て見え、顧煜の名は、『康熙無錫縣志』卷三十六に、順治六年進 士、『古逸藪』の著者として見える。しかしこの士變が、 て復社による組織的運動であったかどうか、不明である。 王延禧の名は、『復社姓氏傳略』に、順治七年貢生とし
- 得復入。時諸生以紙大書云、逐出無錫知縣一名龐昌尤。不許復入。 用硃筆傍竪粘于蘆蓆、 諸生杜景燿等、約同學、扶昌允出西門。故事、縣令出西門、卽不 爲牌擎之。將吏役笞散、扶昌允出、 即閉門

- (4) 黄希憲『撫吳檄略』卷八、崇禎十五年五月初七日、出示無錫縣前。(4) 黄希憲『撫吳檄略』卷八、崇嗣為能事。倡自罡獺、和以劣衿、挾制非褫斥、卽降調。斷不令一好官出門。豈眞皆官之不肖。祗緣風俗非緩斥、卽降調。斷不令一好官出門。豈真皆官之不肖。祗緣風俗,黃希憲『撫吳檄略』卷八、崇禎十五年五月初七日、出示無錫縣前。
- (65) 前注(61)。
- (66) 黃希憲『撫吳檄略』卷八、崇禎十四年七月初一日、行無錫儒學。
- 攸關、官箴無玷。 該縣龐知縣、莅任三年、亦過寨。止以催徵糧餉、(67) 前注(4)は、次のように續く。

開罪地方、

職掌

るのは、以上の理由にもとずく。
は、この手紙の表題の五十四葉から六十二葉の声蔵『澹寧居文集』は、この手紙の表題の五十四葉から六十二葉の計九葉のうち、四葉を缺く。本注の引用の前半も缺いており、內容計九葉の方と、四葉を缺く。本注の引用の前半も缺いており、內容計のが必要にしか所蔵されない。本事件でやや不明なところがあ書は内閣文庫にしか所蔵されない。本事件でやや不明なところがあ書は内閣文を記している。

また、同書、卷九、與李載陽明府。

三日夜は、二日夜の誤りか。

69

寢食幾廢,形神兩疲、狗馬之力無遺,靡補民間萬一。自跡行事、第仕宦而丁此時、居此邦、則可謂不幸之甚者矣。不肖視事以來、江盈科『雲濤集』卷十二、與陳霽巖老師。

明末反地方官士變

有所憑藉、而不欲輸、苟一意因循、則蒙譴於當路。乎。大端此中賦稅、瘠民旣不能輸、頑民又不肯輸、士夫家僮、又派足府怨於縉紳先生與闆閻小民耳。夫不肖豈甘心府怨、而無所忌

(70) 范濂『雲間據目抄』卷二、記風俗。

如守。 心而抗江大尹、鎭江、則同心而辱萬同知、松江、則同心而、留李心而抗江大尹、鎭江、則同心而辱萬同知、松江、則同心而、與河、長洲、則同如蘇州、則同心而仇凌尚書、嘉興、同心而訐萬通判、長洲、則同

(71) 前注(68)。

参照。 蘇州哭廟案については、前注(45)寺田氏論文、軒、一九七六)参照。蘇州哭廟案については、前注(45)寺田氏論文、氏「初期淸朝國家における江南統治政策の展開」(『史淵』第一一三、川勝守

(73) 賀燦然『六欲軒初藁』、與呂萃阜。

(74) 前注(16)。

民情聞已過者、庶幾焉。逮今、功令嚴峻、紳士莫敢啓口及時政。其後勢焰消熄.政有未平、諸生得合詞公籲.令亦見採納。所謂通

じて評することはできないであろう。 ほぼ現實のものとなった」(前注(5)溝口氏論文)もの、となど斷 このような情況の社會を、「東林派の政治思想が清朝政權によって 明倫議事、亦成具文、政無旁撓之慮矣。

謝國楨氏『明清之際黨社運動考』(一九三四)、 W. T. de Bary, and Institutions, 1957)、小野和子氏『黄宗羲』(一九六七)、エチ "Chinese Despotism and the Confucian Ideal" (Chinese Thought アヌ・バラーシュ氏『中國文明と官僚制』(一九七一年邦譯)。

六三二